

報道発表資料の配布日時 令和2年6月5日（金）15時00分

発表項目 (行事名)	小規模事業者臨時支援金制度の創設について (6/5)
概 要	<p>新型コロナウイルス感染症の影響等により、売上が減少している小規模な市内事業者のうち、国の「持続化給付金」、北海道の「休業協力・感染リスク低減支援金」及び、「経営持続化臨時特別支援金」、北広島市の「休業協力支援金」のいずれも対象外となっており、新しい生活様式を実践している事業者への支援金制度を創設します。</p> <p>1 対象事業者 以下の支給要件をすべて満たす事業者 (1) 従業員数が5人以下の市内事業者で、令和2年3月31日までに開業している。 (2) 令和2年1月から申請日の前月までにおいて、新型コロナウイルス感染症による売上への影響が一番大きい月について、売上が20%以上50%未満の減少率である。 (3) 国の「持続化給付金」の支給対象外である。 (4) 北海道の「休業協力・感染リスク低減支援金」及び「経営持続化臨時特別支援金」の支給対象外である。 (5) 北広島市の「休業協力支援金」の支給対象外である。 (6) 国が推奨する、新しい生活様式を実践している。</p> <p>2 支給額 10万円</p> <p>詳細な申請方法につきましてはホームページにて公表いたします。</p>
参 考	北広島市ホームページでも新型コロナウイルス感染症対策に関する情報を随時更新しています。 https://www.city.kitahiroshima.hokkaido.jp/
報道（取材） に当たって のお願い	
担 当 (連絡先)	北広島市経済部商工業振興課（担当者：林） TEL：011-372-3311（内線4611）

